第16回自治体向け勉強会の内容

〇事務局からの情報提供（５分）　→資料P2～

・第６回地域働き方・職場改革等推進会議について

・今後の主な予定について

〇事例発表（40分）

・山形県酒田市

・大阪府門真市

〇自治体間の意見交換（45分）　→資料P9～

第６回地域働き方・職場改革等推進会議の開催について

議事等

〇開催日時：令和８年９月８日（火）14：00～14：40　於：官邸４階大会議室
〇議　　事：地域働き方・職場改革等の取組状況について
〇出 席 者：佐藤官房副長官（議長）、金子内閣府大臣政務官、古川内閣府大臣政務官、栗原厚生労働大臣政務官、
向山総務大臣政務官、福田文部科学大臣政務官、
猪熊構成員、上条構成員、小安構成員、菅原構成員、平井構成員、山本構成員

各政務官からの取組状況の報告の概要

○ 97自治体への伴走支援として、自治体向け勉強会の開催等、ネットワークづくりの促進やノウハウ提供等を実施。今後は、令和８年度中を目途に地域別ブロック会議の開催を検討するほか、好事例の収集や横展開を行う。（金子政務官）

○ Ｒ９概算要求では、地域女性活躍推進交付金、(独)男女共同参画機構の関係予算を計上。男女共同参画センターの取組や女性人材の育成登用、固定的性別役割分担意識の解消等に向けた地方公共団体の取組を支援。（古川政務官）

○ 男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大、ハラスメント対策強化等の周知啓発を実施。男女間賃金差異の是正、両立支援、女性の健康課題への対応について、Ｒ９概算要求では、特に中小企業を対象とした伴走型支援やコンサルティング、企業向け研修の実施、自治体が参加するイベント実施等の事業を盛り込んだ。（栗原政務官）

○ 企業におけるテレワーク導入率は、都市部と地方部での格差が拡大。今年度は、主に①テレワークやAI等を活用した働き方を実践する企業等におけるワークデザインの優良事例の表彰と積極的な周知・横展開、②現場業務のデジタル化やAI活用の先進事例を紹介するセミナーの開催を実施し、テレワークの推進・各地での定着に取り組む。（向山政務官）

○ 技術や社会の変化に応じて各教育機関が柔軟かつ機動的に変わり続けられるよう、専門高校の機能強化・高度化や持続可能な地域の高等教育システムの再構築、大学等におけるリ・スキリングプログラムの開発など、一体的な教育改革の推進に必要な予算を要求し、人口減少社会において地域の未来を担う人材育成の強化に取り組む。（福田政務官）

議長からの御発言の概要

○ 各事業の充実・強化について、地域の変革を後押しできるよう、引き続き、具体化に向けて議論を深めていただきたい。

○ 各地域における取組を一層後押しするためには、内閣官房を中心に関係府省が連携し、①自治体間のネットワークのさらなる強化、②参加自治体の経験・知見のより効果的な共有等により、粘り強く伴走支援を継続していくことが重要。引き続き取組を強力に推進いただき、その成果をこの会議に報告いただきたい。

※会議資料は、内閣官房HPに掲載。

第６回地域働き方・職場改革等推進会議における主な御意見（有識者）

○ 地方女性を取り巻く壁として、声を上げづらい、固定的な性別役割分業意識の世代間ギャップ、意思決定層に若い女性が少ないことがある。①全国で性別・年代別「意識の見える化」ができる調査及びそのフォローアップ、②高市内閣における車座をはじめ、「意思決定者が声を聞きに行く」意識改革を提案する。（山本構成員）

○ ①好事例収集及び提示について、取組の実施に向けたプロセス・方法論に重点を置いたものとなることを期待する、②地域ブロック別会議について、自治体各担当者が主役の場として地域働き方・職場改革推進の機運を一層高める場になることを期待する、③行政職員の採用難が問題となっており、自治体の組織改革なども好事例として位置付けてほしい。（古屋委員（書面配布））

○ 全国知事会議を開催し、働き方改革を含む人口減少に歯止めをかけるような施策を政府と両輪で進めていくことを宣言。アンコンシャス・バイアスの解消に向けて、男女共同参画機構の事業と現場を結びつけた実効性ある対策を期待する。鳥取県の事例として、カスハラ問題や健康問題への対応を進めており、国を挙げて政策モデルを確立していく必要があるのではないか。（平井構成員）

○ 気仙沼市・全国ともに、ケア労働が偏る女性のみ介護休業を取得する割合が高く、育児だけでなく介護との両立支援が重要。女性の管理職登用についても、中小企業等への対応が必要。自治体間のネットワークだけでなく、地域の中でも、商工会議所等の経済団体や労働局と一体で取り組み、特に「青年部」を巻き込むことが重要。（菅原構成員）

○ ①賃金差異の是正とハラスメント対策の一体的な推進、②共働き・共育ての推進のため、特に男性の育児休業取得促進や柔軟な働き方の定着推進、③無意識のバイアスの打破のため、効果的な啓発活動や理工系進路選択と地方定着支援の強化、④成功事例だけではなく、失敗から得られた課題の共有等を実施してほしい。（白河委員（書面配布））

○ 産業集積のない地域等では、企業だけでなく地域コミュニティーまで踏み込んだ支援のニーズが増加。経済団体・地域金融機関・地方メディアも動き始めており、40～50代経営者とも変革を進めたい。好事例発信だけでは波及せず、人口規模・産業構造や課題別にセグメンテーションしてアプローチすべき。実行にあたっては、セミナーの実施回数などではないモニタリングの仕組みが必要。トップの下、全庁横断で地域全体のジェンダー平等を推進する「ジェンダー主流化」の横展開も重要。（小安構成員）

○ 仕事と育児の両立支援は妊娠期からの介入が重要であり、東広島市では妊娠期の両親学級に夫婦コミュニケーションのパートを設け、家事育児分担の話し合いを実施。既存の両親学級の取組の中で実現できるため、横展開を期待。企業が家庭内の役割分担の適正化を支援することは社員のキャリア支援になる。両親学級を所管するこども家庭庁にも本会議に参画いただきたい。（上条構成員）

○ AI代替により地方から都市部への人材流出にブレーキがかかるなら、地方の中小企業が魅力的な職場になることが必須。男女の賃金格差や両立等のマイナスをなくす改革に加え、デジタルスキルを学べる環境や若くても裁量を発揮できる環境づくりなどプラスの改革も必要で、ハローワークの活用も有用。国の後押しで、危機意識を持つ自治体に「リープフロッグ型発展」をしてもらいたい。短時間正社員制度の自治体版の創設や女性の幹部登用など、自治体自身がロールモデルとなる働き方改革が大切。（猪熊構成員）

今後の主な予定

【随時】自治体勉強会の開催

〇11月以降　　自治体の取組事例の紹介、自治体間での意見交換等を検討中（月１回程度）

【10月頃（予定）】各自治体の取組状況のフォローアップ

〇97自治体を対象としたフォローアップ調査の実施

【秋頃以降（予定）】令和９年度の取組に向けた支援

〇「地域の働き方・職場改革」の取組の進め方に関するガイドブックの改訂
〇次年度の取組検討等の参考として、フォローアップ調査結果を参加自治体にフィードバック　　等

【令和８年度中（予定）】地域別ブロック会議の開催

〇対面での交流機会として、地域別ブロック会議の開催を検討中（令和８年度中を想定）

※上記のほか、「「地域働き方・職場改革」の今後の方向性について」（令和８年６月４日）を踏まえ、取組参加自治体における好事例の収集、ガイドブックの改訂、自治体向け勉強会の機会等を通じた情報提供等を実施予定。

（参考）本取組において主に活用可能な交付金・補助金一覧【申請主体：自治体】

令和８年10月15日時点

	趣旨	概要	今後のスケジュール
地域未来交付金 **【地域未来戦略本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室】**	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。	①地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。 ② ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援 ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画	未定 【参考】 令和８年１月募集 募集期間：令和~~７~~８年1月27日～2月10日 令和８年７月募集 募集期間：令和8年7月22日～8月25日
地域女性活躍推進交付金 **【内閣府男女共同参画局】**	地方公共団体が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	以下のような取組を対象に交付。 ①女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修等への支援 ②女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援 ③様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、男性相談事業等への支援	未定 【参考】 令和８年度第１回公募 募集期間：令和８年1月19日～2月17日 令和８年度第２回公募 募集期間：令和８年６月26日～８月７日
特定地域づくり事業推進交付金 **【総務省】**	地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。	・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2） ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」 ・制度の健全な運用を確保するための仕組み ①複数の事業者への職員派遣 派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の８割以内 ※８割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外 ②労働需要に応じた職員の確保 派遣職員の稼働率が８割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減	毎月月初めに交付決定
地域活性化雇用創造プロジェクト（補助金） **【厚生労働省】**	地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の地域の課題に対応するための都道府県の取組を支援することにより、地域における良質な雇用の実現を図る。	○ 都道府県が、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、テーマを任意に設定し事業を企画、地域の関係者による協議会の了承を得て応募 ○ 第三者委員会による審査を経て事業効果が高い都道府県の企画提案を採択 ○ 都道府県は採択された企画提案に基づき事業を実施	年末頃に都道府県宛てに次年度事業の募集に係る通知を発出し、２月～３月上旬頃に第三者委員会による審査を経て、３月末に審査結果を通知する流れを予定。 ※令和８年度の募集受付は終了。

※赤字は第12回勉強会資料における一覧からの更新箇所

（参考）本取組において主に活用可能な助成金一覧①【申請主体：事業主】

令和８年10月15日時点

	趣旨	概要	今後のスケジュール
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）【厚生労働省】	人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、従業員の職場定着等を高めることが必要であるため、雇用管理改善等に取り組む事業主への助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。	人材確保のために雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
人材確保等支援助成金（テレワークコース）【厚生労働省】	適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援。	テレワーク勤務に関する制度を導入・拡充し、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行い、所定のテレワーク実績を満たした事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
働き方改革推進支援助成金【厚生労働省】	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者を支援する。	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者が、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成	中小企業事業主等からの申請に応じて、各都道府県労働局において随時受付、審査 ※令和８年度は４月から受付開始しており、申請期限は11月30日まで。（国の予算状況により、受付期限は予告なく変更する場合がある。）
業務改善助成金【厚生労働省】	中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を図るため、生産性向上を支援する。	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成	令和８年度の申請期間は９月１日から申請事業場の都道府県において適用される令和８年度地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日。

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。
詳しくは下記HPを御覧ください。
助成金のお問い合わせ先・申請先｜厚生労働省

（参考）本取組において主に活用可能な助成金一覧②【申請主体：事業主】

令和８年10月15日時点

	趣旨	概要	今後のスケジュール
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）【厚生労働省】	育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者に育児休業を取得させ、男性の育児休業取得率を上昇させるなどした中小企業事業主等を支援。	①育児休業を取得しやすい環境整備の措置を複数講じるなどした上で（※）、男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得した事業主に支給 ②上記※を満たし、男性育休取得率が30ポイント以上上昇し、50%以上となった事業主等に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）【厚生労働省】	円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した中小企業事業主を支援。	事業主が「育休復帰支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき育休取得者・育児休業からの復帰者が出た場合に、事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）【厚生労働省】	育児休業や短時間勤務期間中の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等をした事業主や、代替要員を新規雇用した中小企業事業主を支援。	代替業務の見直し・効率化の取組を実施した上で、育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給した事業主や、代替要員を新規雇用するなどした事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）【厚生労働省】	育児期の柔軟な働き方に関する制度を３つ以上導入し、対象労働者が制度を利用したり、子の看護等休暇を有給化した中小企業事業主を支援。	事業主が「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき子が３歳以降小学校就学前までの労働者について柔軟な働き方を可能とする制度を３つ以上導入し、一定の制度利用者が出た場合や有給の子の看護等休暇を導入した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）【厚生労働省】	円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業や介護両立支援制度を取得・利用した中小企業事業主を支援。	事業主が「仕事と介護の両立支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき介護休業等の利用・復帰者が出た場合や、介護休業取得者や短時間勤務者の業務を代替する体制整備を行った場合などに、事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。
詳しくは下記HPを御覧ください。
助成金のお問い合わせ先・申請先｜厚生労働省

（参考）本取組において主に活用可能な助成金一覧③【申請主体：事業主】

令和８年10月15日時点

	趣旨	概要	今後のスケジュール
キャリアアップ助成金（正社員化コース）【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換の取組を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者を正社員転換した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者の基本給の増額改定を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を３％以上増額改定し、その規定を適用した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定等の共通化を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度コース）【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者を対象とした賞与・退職金制度を導入・実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、労働者に新たに被用者保険を適用し、労働時間の延長や賃上げにより労働者の収入を増加させた事業主を支援。	短時間労働者に、以下のいずれかの取組を行った事業主に支給。 ①新たに社会保険の被保険者となった際に、労働時間延長・賃上げを行った場合　②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	事業主からの申請に応じて随時受付・審査

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。
詳しくは下記HPを御覧ください。
助成金のお問い合わせ先・申請先｜厚生労働省

自治体間の意見交換：グループ分け

A	能代市、見附市、松本市、藤枝市、牧之原市、雲南市、東広島市（７）
B	気仙沼市、長野県、岐阜県、門真市、福山市、愛媛県、宮崎市（７）
C	酒田市、足利市、富山県、呉市、北九州市、唐津市、臼杵市（７）
D	宇都宮市、三重県、福井県、東かがわ市、佐賀県、長崎市（６）
E	北海道、佐野市、富士見町、焼津市、長崎県、佐世保市、鹿児島県（７）
F	愛知県、みよし市、沼津市、淡路市、和歌山県、下関市、日置市（７）

自治体間の意見交換：テーマ

０．導入（各自治体１分程度）

◆　自己紹介（テーマに関連する主な取組の紹介、課題として感じている／困っている点、他の自治体に聞いてみたい点（あれば））

１．地域の実情を把握する方策

（具体的な手法や対象、意見聴取にあたっての工夫等）

◆　どのように地域の実情を把握している／する予定か。課題点や工夫はあるか。発表事例で参考になりそうな点やアレンジして取り入れたい点はあったか。

例）＜手法＞アンケート調査、ワークショップ、データ分析　等

＜対象＞企業経営者、人事担当者、従業員（中堅層、若者、子育て世代）、地域住民、地域からの転出者、UIJターン者　等

◆　実情把握のための庁内の体制や予算はどうしているか。

２．実情把握の結果を踏まえての対応

（把握した実情からの課題抽出の方法、目標・取組の方向性設定の方法等）

- ◆ データ分析、アンケート、ヒアリング等の結果から、課題の抽出をどのように行っているか。
- ◆ 把握した実情や課題を踏まえ、目指す姿や目標、取組の方向性の設定をどのように行っているか。検討体制や、設定にあたり意識していることはあるか。

例）＜目標設定＞数値目標、数年単位での中長期的な目標／年度ごとの短期的な目標
＜検討体制＞首長のコミットメント、審議会等での第三者視点の取入れ　等

- ◆ 上記について、発表事例で参考になりそうな点やアレンジして取り入れたい点はあったか。